

興雲閣修理復原基本計画

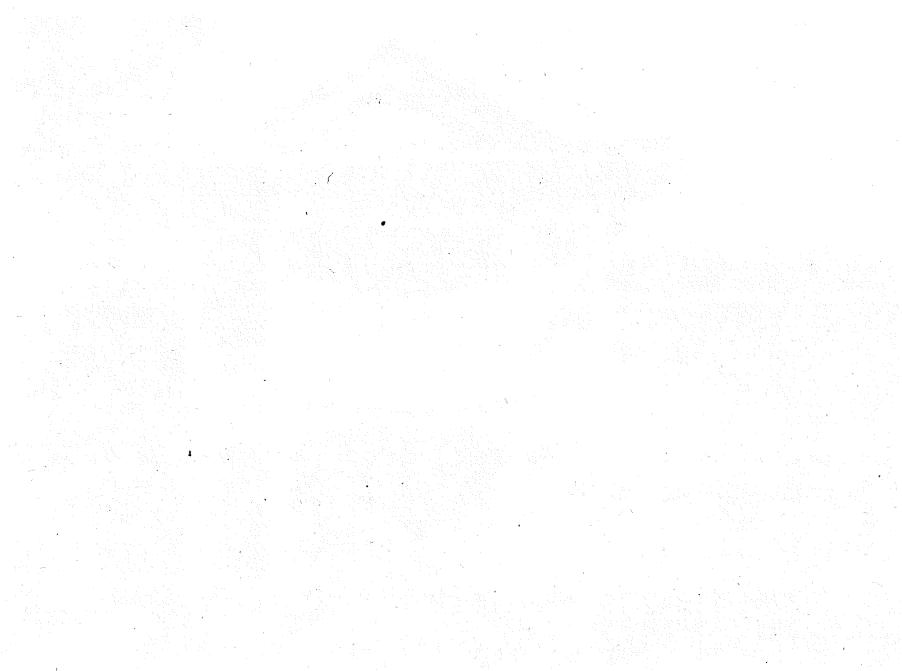


(興雲閣)

2009年 3月

興雲閣修理復原・活用検討委員会

2010/10/25



例 言

本書は、興雲閣の修理・復原・活用に係る基本方針を定めるため、興雲閣修理復原・活用検討委員会が検討した結果を、興雲閣修理復原基本計画としてまとめたものである。

興雲閣修理復原・活用検討委員会（平成20年10月17日設置）

興雲閣修理復原基本計画策定までの経過

開 催 内 容	開 催 年 月 日	議 事 等
タウンミーティング	平成20年8月28日	タウンミーティング in 興雲閣(第1回)
興雲閣建物調査	平成20年9月16日	(株)文化財保存計画協会(興雲閣修理復原概算設計作成業務受託者)による
社会実験(1)	平成20年10月4～5日	ギャルソンカフェ in 興雲閣
第1回検討委員会	平成20年10月17日	興雲閣の修理方針、復原案、活用策について
社会実験(2)	平成20年12月3日～ 平成21年3月15日	市民のギャラリー(スポット展)
社会実験(3)	平成20年12月19～21 日	mosaic5 臘月展 ～興雲閣からのおくりもの～
第2回検討委員会	平成21年1月21日	興雲閣復原時期の審議、興雲閣修理復原基本計画(構成)について
第3回検討委員会	平成21年3月24日	興雲閣修理復原基本計画について

目

次 (案)

例言

第1章 建造物の概要

第1節 名称、構造及び形式

第2節 興雲閣の沿革 (新庄正典)

- (1) 松江市工芸品陳列所建設の経緯(御幸、行啓への準備)
- (2) 松江市工芸品陳列所の建設(明治 36 年)
- (3) 皇太子嘉仁親王御座所への改装
- (4) 「興雲閣」の命名
- (5) 工芸品陳列所機能拡張に伴う増築工事(明治 45 年)
- (6) その後の興雲閣

第3節 建築史からみた興雲閣の位置付け (足立正智)

- (1) 興雲閣の位置づけ
- (2) 外国人技術者とベランダ付洋館
- (3) 和魂洋才といわれる建築
- (4) 島根県の擬洋風建築
- (5) 興雲閣の特色
- (6) 興雲閣の建設と設計者
- (7) 興雲閣建築の意義

第2章 保存修理計画 (受託業者 株式会社文化財保存計画協会)

第1節 破損状況

- (1) これまでの修理経歴
- (2) 現在の破損状況

第2節 修理方針と修復内容

- (1) 修理概要
- (2) 復原時期
- (3) 修理方針と工事内容

第3章 今後の計画

第1節 今後の事業計画案

第2節 興雲閣修理復原・活用検討委員会の継続設置

興雲閣修理復原・活用検討委員会設置要綱

興雲閣修理復原・活用検討委員会 委員名簿

【資料編】

- ① 興雲閣年表
- ② 主な新聞記事抜粋(松江市工芸品陳列所・興雲閣関係)
- ③ 松江市会決議録(松江市工芸品陳列所・興雲閣関係：抄)
松江市歳入歳出決算書
- ④ 島根県庁古文書簿冊(金尾知事・井原知事事務引渡書：抄)
- ⑤ 興雲閣 図面の変遷
- ⑥ 日本各地の明治時代の県庁とその他の車寄せを持つ形式の建築 (足立正智)
- ⑦ 興雲閣活用社会実験(1) タウンミーティング (2) カフェ (3) ギャラリー
(4) ミニショップ
- ⑧ 島根県周辺近代建築
- ⑨ 写真記録

第1章 建造物の概要

第1節 名称、構造及び形式

名 称：島根県指定有形文化財 興雲閣

所 在 地：島根県松江市殿町 1-59

竣 工：明治 36 年（1903）9 月

構造形式：木造、建築面積 522.09 m²、2 階建、正面玄関ポーチ・背面階段室付、棧瓦葺

文化財指定：昭和 44 年（1969）2 月 18 日

・主構造	主屋部：桁行29.25m、梁間14.54m、二階建、入母屋造、棧瓦葺、西側階段室除き四周バルコニー付
	正面玄関張出部：桁行6.67m、梁間8.59m、二階建、入母屋造、妻入、棧瓦葺
	背面階段室張出部：桁行5.45m、梁間7.27m、二階建、入母屋造、妻入、棧瓦葺
	渡り廊下：桁行4.69m、梁間1.82m、切妻造、棧瓦葺
	便所：桁行5.46m、梁間2.87m、寄棟造、棧瓦葺、越屋根付
	小屋組：キングポストラス
・外部仕上げ	箱目地下見板張、ペンキ塗
・内部仕上げ	1階：真壁漆喰塗、腰堅羽目板
	2階：大壁漆喰塗、腰堅羽目板(大広間)

用 途：松江市工芸品陳列所－明治 36 年～昭和 15 年（1903 年～1943 年）



皇太子嘉仁親王の行啓時の御旅館－明治 40 年（1907 年）



海軍人事部分室－昭和 15 年～19 年（1940 年～1944 年）



県庁仮分室－昭和 20 年～27 年（1945 年～1952 年）



松江市教育委員会事務局庁舎－昭和 27 年～37 年（1952 年～1962 年）



松江郷土館－昭和 48 年～現在（1973 年～現在）

第2節 興雲閣の沿革

(1) 松江市工芸品陳列所建設の経緯(御幸、行啓への準備)

天皇を中心とした体制を目指す明治政府は、新たな国家元首となった明治天皇の存在を国民に知らしめるため、天皇は明治 20 年までに全国各地へ巡幸されている。しかし、島根・鳥取両県への巡幸はなく、天皇の巡幸は両県民の切なる願いであった。そのため、両県知事は事あるごとに政府へ巡幸の請願をしている。

明治 27(1894)年 3 月に、大浦島根県知事・調所鳥取県知事の連名で井上馨内務大臣へ山陰両

県への巡幸を請願している⁽¹⁾。これは翌年九州で陸軍の大演習が行われ、軍を統監するため天皇がお出ましになる予定であった。その際に山陰地方へ御臨幸を願ったものであったが、情勢が不安定なため(同年7月に日清戦争が始まる)演習自体が中止となり、巡幸は叶わなかった。また、同年5月に両県知事は、「翌年京都博覧会へ行幸された場合は、山陰巡幸を願いたい」と内申したが⁽²⁾、日清戦争開戦が近づいたので京都博覧会が中止となり、巡幸は実現しなかった。この6月には、新聞紙面に天皇が松江市にお出ましになられた際どこを行在所とするかということが議論されており⁽³⁾、その場所として松江城三ノ丸や末次埋立地が候補に挙がっていた。また、出雲今市の遠藤嘉右衛門氏は島根県内に行在所に充てるべき建物がないため、自宅に行在所とする建物の建築を始めている⁽⁴⁾。巡幸の際には、ふさわしい建築物が必要であるとの認識がこの時点からあったことがわかる。

明治32(1899)年6月には、西郷従道内務大臣が山陰両県を巡視し、それを機に8月下旬に松江での行在所の場所について知事や松江市長らが議論している⁽⁵⁾。この時点では巡幸の請願もしていなかったが、新聞紙面には、「巡幸の請願をするには先に行在所の場所を用意してからがよい」との話⁽⁶⁾がなされている。その後10月に島根・鳥取両県知事は巡幸の請願をしたが⁽⁷⁾、「道路不便により、御沙汰止み」となり巡幸は実現しなかった。

明治34年7月には、島根・鳥取・山口の三県知事の連名で36年4・5月ごろの舞鶴鎮守府への御巡幸の際に山陰地方への御巡幸を請願している⁽⁸⁾。明治35年9月には、宍道で御座所(現・飛雲閣)の建築が始まり、ついに松江市でも行在所の建築が計画された。

注

- (1)『鳥取県警察史』第一巻 1981年
- (2)『鳥取県警察史』第一巻 1981年
- (3)『山陰新聞』明治27年6月6日付「行在所位置の内談」、6月10日付「行在所の位置建築(仮定)」
- (4)古文書簿冊『行啓ニ関スル書類 四』1907年 島根県総務課所蔵
- (5)『山陰新聞』明治32年8月20日付「電燈会社移転説」、8月24日付「行在所に関する協議」、8月25日付「行在所余聞」
- (6)『山陰新聞』明治32年9月12日付「山陰御巡幸」、9月13日付「行在所の位置」
- (7)『鳥取県警察史』第一巻 1981年
- (8)古文書簿冊『金尾知事・井原知事 事務引渡書』1902年 島根県総務課所蔵

(2)松江市工芸品陳列所の建設(明治36年)

【計画】

明治36年4・5月ごろに巡幸があるかもしれないということで、島根県はその準備に取り掛かった。松江市の行在所は、島根県が計画を立て、松江市が建設するということであった⁽⁹⁾。島根県の計画では、松江市における行在所は、①松江市北堀町赤山の第一中学校東教室にする案、②第一

中学校西教室にする案、③平屋建て新築にする案、④二階建て新築にする案⁽¹⁰⁾、などがあった。これらの計画にはそれぞれ見積もりが立てられており、建築費や改修費などが細かく計算されている。その項目として「行在所」や「拝謁所」などの見積もりとともに、「車舎」や「仮厩」などの見積もりも立てられており、これらの計画が巡幸を想定した行在所を作ることであったことがわかる。これらの見積もりを比較し、行在所は新築二階建ての建物と決定したようである。

【設計】

行在所が新築二階建ての建物と決定し、いよいよ設計となる。設計者については、島根県の主任官が松江市の嘱託を受けて設計をしている⁽¹¹⁾。当時の島根県の土木建築関係の部署である第二課には、土木技師久松龍吉(明治35年10月14日に退職)や課長以下21人が勤務していた⁽¹²⁾。行在所の設計者は、この中のどれかであろう。

10月13日の松江市会で、35年度第4回追加予算が通過し⁽¹³⁾、この追加予算に「工芸品陳列所」の新営費他で14,522円余りが充てられおり、行在所が「工芸品陳列所」という名称であることや建築が松江市においてなされることが明らかとなった。また、10月14日の山陰新聞に市会での決定事項とともに「工芸品陳列所は単に陳列のみに使用するものにあらざることは、知る人ぞ知らん⁽¹⁴⁾」という文言が書かれ、この松江市工芸品陳列所が行在所として計画されていたことが一般に知られていたとわかる。

11月13日の建築委員会で、松江市工芸品陳列所の敷地を松江城二の丸上の段にすることと、工事監督には島根県第二課の松村団次氏に委嘱することが決定している⁽¹⁵⁾。この松村氏は、旧松江藩で大工・左官を務めた藩士⁽¹⁶⁾で、その後島根県庁に入り、明治12年の二代目島根県庁の建築に携わった⁽¹⁷⁾ほか、明治18年の周吉外三郡役所の建築工事の工事監督をした⁽¹⁸⁾人物である。松江市工芸品陳列所の敷地は、旧松江藩の当主である松平直亮氏から借用している。

松江市工芸品陳列所の入札については、明治35年11月15日の新聞に公告が載せられており、それによれば、竣工期限は明治36年4月30日までで、入札は11月20日を期限とし同日に開札され、工事仕様書図面契約書案は第二課で示すと書かれている⁽¹⁹⁾。この入札には、4名が参加し4度の入札を経て、松江市寺町の和泉利三郎(和泉組)が12,790円で落札している⁽²⁰⁾。和泉組は松江市工芸品陳列所のほか、三代目島根県庁や島根農工銀行などの建築を請け負っている。

【建築】

建築工事は、建築場所にある「西南之役戦死者記念碑」を天守脇へ移すことから始められ、『山陰道行啓録⁽²¹⁾』や新聞⁽²²⁾などによれば明治35年12月26日に、『工芸品陳列場平面図⁽²³⁾』によれば明治36年1月6日に着手している。竣工は、『山陰道行啓録』や新聞などでは明治36年9月16日に、『工芸品陳列場平面図』には明治36年9月10日と書かれている。竣工検査が9月16日に行われた後引き渡されている⁽²⁴⁾ので、竣工は9月16日とするのが妥当であろう。この「工芸品陳列場平面図」は工事現場での実際の作業日を記していると思われるので、着手は明治35年12月26日、竣工は明治36年9月16日であろう。入札公告時の竣工期限は4月末日までであったが、工事中に「模様替え」・「仕様変更」⁽²⁵⁾などがあり、竣工は遅れ9月16日となった。

工費については、落札額が12,790円、『工芸品陳列場平面図』では13,397円91銭2厘、『行啓

ニ関スル書類』⁽²⁶⁾や新聞では13,340円73銭1厘、松江市の決算(明治35年度新営費3,500円⁽²⁷⁾、36年度新営・臨時費9,989円35銭6厘⁽²⁸⁾)では13,489円35銭6厘と様々である。この工費の内、2,800円余りが市民からの寄付によってまかなわれたもので、市民が山陰巡幸を待ち望んでいたことがわかる。

【建造物の概要】

竣工した松江市工芸品陳列所は、二階建てで長方形の母屋のやや北側に玄関ポーチを取り付けた凸型の建築物であった。淡緑色のペンキを塗った下見板を張り外周にベランダをめぐるせた洋風の外観を持ち、屋根は入母屋瓦葺で純和風である。また、内部は一階が真壁、二階が大壁造りで、ともに竿縁天井と和風の仕上げとなっている⁽²⁹⁾。小屋組は洋式トラス構造を採用し、西洋建築の中に和風の意匠を取り入れた擬洋風建築の特徴をよく表している。

建築様式は、二代目島根県庁や周吉外三郡役所(現・隠岐郷土館)とよく似ていて、明治前期から中期まで官庁建築などで使用されていたものである。官庁建築と異なる点は、松江市工芸品陳列所が行在所として計画されているので、柱頭や幕板などに装飾が施され優美な外観となっている。また、行在所の役割とともに、名称のとおり陳列所としての役割を持っていたため、二階は御座所となる三部屋と玄関上以外に、7つの部屋に分かれていたが、これらの部屋は必要があれば間仕切りを取り外して大広間にするのが可能であった⁽³⁰⁾。

【松江市工芸品陳列所の使用】

松江市工芸品陳列所は竣工後、明治36年10月13・14日に市民への縦覧を許可し、3万人もの参観者が来た⁽³¹⁾。また、11月3日には松江銀行の新築に伴う園遊会が城山で行われ、陳列所の仮設食堂で食事をしている⁽³²⁾。また、明治39年7月3日に来松した東伏見宮の歓迎会が城山で行われ、その休憩室として玄関二階を使用している⁽³³⁾。市民の参観に関しては市役所の許可が必要であったようで、明治37年の新聞に「工芸品陳列所へは入れないと思っている人が多いようであるが、市役所の許可があればいつでも参観できる。」と記されている⁽³⁴⁾。

しかし、松江市歳入歳出決算書の工芸品陳列所の勸業費を見ると、明治36年～同38年の間は支出が非常に少ない。工芸品陳列所には監守が一人採用され⁽³⁵⁾、日給が25銭(明治40年時)である⁽³⁶⁾ので、これらの支出は監守の雇用費がほとんどであろう。つまり、竣工してから行啓の際の御旅館となるまでの間は、ほとんど何も使用されなかったと見て差支えないだろう。

※松江市歳入歳出決算書における工芸品陳列所の勸業費

年度	決算	備考
明治36年	53円31銭1厘	
同37年	92円5銭5厘	
同38年	87円53銭3厘	
同39年	2,072円70銭6厘	行啓準備のため高額
同40年	2,292円46銭5厘	同上
同41年	246円4銭3厘	

注

- (9) 古文書簿冊『金尾知事・井原知事 事務引渡書』1902年 島根県総務課所蔵
- (10) 「行啓ヲ第一中学校校舎へ仮設備概算書」 松江市教育委員会文化財課所蔵
- (11) 古文書簿冊『金尾知事・井原知事 事務引渡書』1902年 島根県総務課所蔵
- (12) 『山陰新聞』明治35年10月23日付「島根県職員録」
- (13) 『山陰新聞』明治35年10月15日付「松江市会」
- (14) 『山陰新聞』明治35年10月14日付「工芸品陳列所」
- (15) 『山陰新聞』明治35年11月15日付「松江市工芸品陳列所設立」
- (16) 中原健次『松江藩家臣団の崩壊―秩禄処分―』2003年
- (17) 古文書簿冊『施設録』1879～1880年 島根県総務課所蔵
- (18) 熊野栄助「明治期の洋風木造建造物について」『島根県文化財調査報告』島根県教育委員会 第6集 1970年
- (19) 『山陰新聞』明治35年11月15日付「公告」
- (20) 「入札控」 松江市教育委員会文化財課所蔵、『山陰新聞』明治35年11月21日付「市工芸品陳列場落札」
- (21) 角金次郎『山陰道行啓録』1907年
- (22) 『松陽新報』明治40年5月22日付「城山御旅館」、鳥取新報 明治40年5月24日付「松江の御座所」
- (23) 松江市教育委員会文化財課所蔵『工芸品陳列場平面図』
- (24) 『山陰新聞』明治36年9月20日付「工芸品陳列所落成」
- (25) 『山陰新聞』明治36年3月7日付「臨時市参事会」
- (26) 古文書簿冊『行啓ニ関スル書類 四』1907年 島根県総務課所蔵
- (27) 『山陰新聞』明治36年3月27日付「工芸品陳列所工事」
- (28) 松江市歳入歳出決算書
- (29) 『山陰新聞』明治36年10月13日付「松江市工芸品陳列所」
- (30) 『山陰新聞』明治36年10月13日付「松江市工芸品陳列所」
- (31) 『山陰新聞』同上、10月15日付「松江工芸品陳列所」、10月16日「松江市工芸品陳列所」
- (32) 『山陰新聞』明治36年11月5日付「松江銀行園遊会」
- (33) 『山陰新聞』明治39年7月5日付「第一艦隊歓迎会」
- (34) 『山陰新聞』明治37年3月19日付「工芸品陳列所」
- (35) 『山陰新聞』明治36年11月5付「陳列所看守」
- (36) 松江市会決議録 明治40年度予算説明「看守一人日給25銭、366日分91円50銭…」

(3) 皇太子嘉仁親王御座所への改装

松江市工芸品陳列所建築の契機となった明治34年7月の巡幸の請願は、舞鶴鎮守府への巡幸

がなくなり実現しなかった。また明治 36 年 4 月にも巡幸の請願をしている⁽³⁷⁾がこれも実現しなかった。そこで、明治 36 年 8 月 4 日に皇太子嘉仁親王の学業の一環として山陰行啓の願いを鳥取・島根県知事の連名で提出し、翌 37 年 4・5 月ごろの行啓が内定した⁽³⁸⁾。しかし、明治 37 年 2 月に日露戦争開戦のため中止となった⁽³⁹⁾。

明治 38 年 9 月に日露戦争が終結したため、明治 39 年 5 月 11 日に両県知事は再び行啓を内申し⁽⁴⁰⁾、山陰両県を桂潜太郎東宮主事が視察の上、同年 8 月に翌年 5 月の山陰道行啓が内定した⁽⁴¹⁾。

行啓の内定に伴い、7 月 27 日の市会において 39 年度第 6 回追加予算で工芸品陳列所内外の設備完成費(1,885 円 25 銭)と城山道路改修費(3,426 円 10 銭 1 厘)が付けられ⁽⁴²⁾、松江市工芸品陳列所を行啓の御旅館としてふさわしい建物とするため改修工事と附属建物の建築と、また、松江城の大手前から陳列所まで鹵簿(皇太子の乗る馬車と、それを守る騎兵の儀仗隊の列)で行くための道路を取り付ける工事が決定している。工芸品陳列所の改修工事は、松江市灘町の長谷川利七が請け負い⁽⁴³⁾、城山道路の取り付け工事は寺町の和泉組が請け負って、ともに 8 月から工事が始まっている⁽⁴⁴⁾。

工芸品陳列所の改修工事の内容は、以下のとおりである⁽⁴⁵⁾。

- ① 二階東南側の三部屋の内、次の間と三の間との間の中仕切を取り除く工事
- ② 一階南東の部屋の階段よりの部屋に湯殿を取り付け、その部屋に鍵を取り付ける工事
- ③ 湯殿の部屋と階段の踊り場との間に階段を取り付ける工事
- ④ 階段の下に通路を設け、踊り場の下に両便所を取り付ける工事
- ⑤ 両便所の北に掃除口を設け、西側には出入り口を設ける工事
- ⑥ 階段の中央に手すりを取り付ける工事
- ⑦ 一階北東の部屋に階段を取り付ける工事

これら陳列所内部の工事の他、一階北西の部屋の外に仮の調理室を設ける工事や、元からある便所の周囲に供奉員の湯殿や便所を設ける工事、仮の厩や車舎を新しく設けている。

陳列所内部の工事と城山道路の取り付け工事は明治 40 年 1 月に完成し⁽⁴⁶⁾、御旅館として皇太子嘉仁親王を迎える準備が整った。こうして皇太子は 5 月 22 日から 25 日まで、二階の御座所で御宿泊された。御旅館としての設備は、6 月までに撤去されている。

注

(37)『倉吉市史』1973 年

(38)古文書簿冊『井原知事・松永知事 事務引渡書』1904 年 島根県総務課所蔵

(39)『鳥取県警察史』第一巻 1981 年

(40)『鳥取県警察史』第一巻 1981 年

(41)古文書簿冊「行啓ニ関スル書類 一」1907 年 島根県総務課所蔵

(42)『山陰新聞』明治 39 年 7 月 28 日付「松江市会」

(43)「工芸品陳列所間仕切其他工費」、「松江市工芸品陳列所間仕切其他工事設計書」、「松江

市城山工芸品陳列所模様替其他工事出来形金高」 松江市教育委員会所蔵

(44)『山陰新聞』 明治 39 年 7 月 29 日付「城山道路等着手期」、8 月 30 日付「起工式と竣成期」

(45)「工芸品陳列所間仕切其他工費」、「松江市工芸品陳列所間仕切其他工事設計書」、「松江市城山工芸品陳列所模様替其他工事出来形金高」 松江市教育委員会所蔵

(46)『山陰新聞』 明治 40 年 1 月 11 日付「便殿と城山道路」

(4)「興雲閣」の命名時期について

工芸品陳列所から興雲閣と命名されるのは、明治43年7月の旧松江藩主の裔である松平直亮氏によるものであると言われてきた⁽⁴⁷⁾。

しかし、明治42年7月8日付の新聞記事に「松平直亮伯の命名によりて興雲閣と称せられ、伯の揮毫興雲閣の三字は…」と書かれている⁽⁴⁸⁾。またこの前後、7月4日・5日に行われた松江神社大祭で「…城山工芸品陳列所で…」とあり⁽⁴⁹⁾、7月 16 日の記事には「松江将校婦人会は興雲閣で…」とある⁽⁵⁰⁾。

つまり、明治 42 年 7 月頃に松平直亮氏により命名され、7 月 8 日に現在でいう記者発表がなされたと言えよう。

注

(47)熊野栄助「明治期の洋風木造建造物について」『島根県文化財調査報告』島根県教育委員会 第6集 1970 年

(48)『山陰新聞』 明治 42 年 7 月 8 日付「興雲閣の額面」

(49)『山陰新聞』 明治 42 年 7 月 6 日付「宝物家什絵画」

(50)『山陰新聞』 明治 42 年 7 月 8 日付「松江将校婦人会」

(5) 工芸品陳列所機能拡張に伴う増築工事(明治 45 年)

明治 40 年 5 月に行啓が終わり、工芸品陳列所は各種の会合や展覧会の会場、迎賓館としての役割を果たすことになる。迎賓館としては、乃木希典の歓迎会が明治42年8月19日に行われ⁽⁵¹⁾、韓国皇太子の李垕が同43年7月に宿泊されている⁽⁵²⁾。大きな博覧会としては、明治44年5月に行われた島根県子供博覧会がある。この時の館内の写真が残っている⁽⁵³⁾。二階での展示風景であるが、狭隘な様子が見て取れる。

そのためであろうか、明治44年度の松江市会決算録の予算説明には「階上に広間を設け、公会の使用に供したる目的にて、階段の付け替え、座張等の費用を積算し…」とされ、1,556 円余りが決算されている⁽⁵⁴⁾。前年の43年度の決算が540 円余り、翌年の45年・大正元年度の決算が520 円と、大規模な修繕、興雲閣の増築工事がなされたことがわかる。

この興雲閣の増築工事は、明治45年5月20日から6月8日まで松江城山一帯で開催された「山陰鉄道連絡記念 物産共進会」の美術会場に充てるためになされたものである⁽⁵⁵⁾。この物産共進会は同年3月1日に京都から出雲今市まで鉄道が開通したため、松江市が鉄道開通を祝賀すると

ともに、島根県下の物産を広く県外に紹介するために開催されたものである。山陰地方と京都などの先進地とが鉄道でつながったことは、物資・人間・文化の交流が盛んとなり、商工業の発展や近代化の促進へとつながっていく、まさに画期的な出来事であった。

興雲閣の増築工事は明治 45 年 2 月から着手され⁽⁵⁶⁾、同年 3 月末には完成したようである⁽⁵⁷⁾。この増築工事の結果、階段は母屋の後部に移動して新たに階段室が設けられ、二階は大広間となり、現在ある興雲閣の形ができあがった。

注

(51)『山陰新聞』明治 42 年 8 月 9 日付「乃木大将城山登臨」

(52)『山陰新聞』明治 43 年 7 月 23 日付「興雲閣御着」他、7 月 22 日・23 日・25 日に興雲閣に宿泊

(53)「島根県子供博覧会」『島根県教育会雑誌 284 号』1911 年

(54)松江市会決議録

(55)『山陰新聞』明治 45 年 5 月 20 日付「共進会号」

(56)『松陽新報』明治 45 年 2 月 4 日付「物産共進会彙報」

(57)『山陰新聞』明治 45 年 3 月 26 日付「共進会場と興雲閣」

(6)その後の興雲閣

その後の興雲閣は、松江市の公的な歓迎所となり、また松江市唯一の美術館・博物館として各種の展覧会場、各種の会合に使用されている。歓迎所としては、大正 4 年 5 月に松平直亮氏が宿泊され、同 6 年 7 月に皇太子裕仁親王(後の昭和天皇)や同 14 年 3 月に秩父宮雍仁親王らが来館されている。展覧会場としては、画家木村義男や版画家平塚運一などが個展を開き、また素人書画展や児童の絵画の展示を毎年のように開催するなど、郷土の作家にとって貴重な場所であった。

しかし、昭和 10 年ごろからだんだんと戦時色が濃くなり、志願兵の検査会場や試験場として軍が使用することが多くなっていった。昭和 15 年 5 月から 19 年 9 月までは興雲閣を海軍が借り受け、松江地方海軍人事部庁舎となり、19 年 11 月からは大日本防空協会島根県支部の庁舎となり終戦を迎えている⁽⁵⁸⁾。

戦後は、昭和 20 年 9 月から終戦後の混乱で島根県庁が焼けたために県庁仮分室となった後、昭和 27 年 10 月から 37 年まで松江市教育委員会事務局庁舎となっている。

松江市教育委員会事務局が移転してからは同教育委員会が倉庫などに利用していたが、昭和 44 年 2 月 18 日に松江市内にある数少ない明治建築の一つとして島根県有形文化財の建造物に指定された。

その後、昭和 48 年 11 月 3 日からは「松江郷土館」を設置・活用し、現在に至る。

注

(58)『興雲閣』 1934 年～1948 年 松江市教育委員会文化財課所蔵

(第2節:新庄正典)

第3節 建築史からみた興雲閣の位置付け

(1)興雲閣の位置づけ

興雲閣は擬洋風建築としても最晩年の建築と言われている。明治期の建築は擬洋風に始まり様々に変遷していく。明治 36 年には既に新たな様式が隆盛を誇り、擬洋風建築は造られなくなって来ていると言う。なぜ松江と言う地方都市で、時代から取り残されたような擬洋風が突然に現れたのか。本当に興雲閣の建てられた時代に、他には擬洋風が建てられなくなっているのか。だとしたら、それはどういう理由なのか。そもそも擬洋風建築とはなんなのか。興雲閣は擬洋風建築の中のどの様式に入るのか。それらを問うことによって、興雲閣の歴史の中での位置づけ或いは形態的な特徴による分類が出来るものと考え、幕末以来の洋風建築の流れを整理し、その中での興雲閣の特徴を整理して行く。

(2) 外国人技術者とベランダ付洋館

ベランダを持った西洋館は幕末ごろから主に西洋人の住宅として登場する。文久 3 年 (1863) のグラバー邸は、矩形を離れ各部屋がクローバー型に張出している。特異な平面ではあるがベランダ付洋館の先駆的建物と位置づけられている。その後日本各地に様々な用途のベランダ付西洋館が建てられていった。この様な形でのベランダはヨーロッパには見られないものであり、西洋人がアジアの熱帯的気候を過ごし易くするために考え出した形式とも捉えられている。具体的な形として、半屋外の板張りのベランダを持つ。そのベランダは建物の前面ないし両側面の 3 面に廻しているのがほとんどであり、4 面全部に廻すことは極めてまれである。2 階建てになってくると 2 階からベランダが張出すようになる。また、ベランダに面する窓は床面から開口が立ち上がる、いわゆるフランス窓が多い。ベランダはかなりの面積を取る。4 面ベランダを廻した稀な例のうち大阪にある泉布観 (せんぷかん) はその床面積の 5 分の 2 をベランダが占める。このベランダを持つ西洋館をベランダコロニアルと呼ぶ。この形式を持つ建物のピークは明治 10 年ごろであり、それ以降急激に建てられなくなっていく。

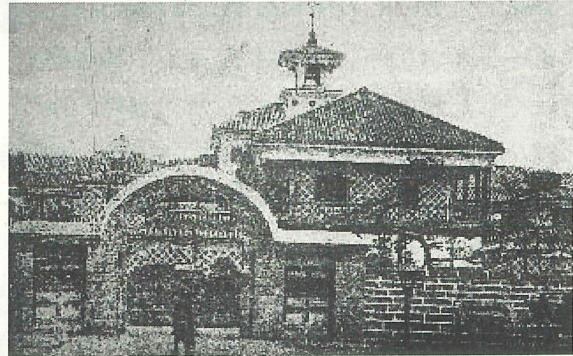


泉布観 ウォートルス設計 明治 4 年

(3) 和魂洋才といわれる建築

ベランダ付洋館を設計したのは、当初外国から雇われてきた技術者たちだった。彼らは建築技師というより、土木でも工場でも造船でも何でもやるような技師であった。特にブリッジンスとウォートルスという二人の外国人技師はその後の建築デザインに大きな影響を与えているが、ウォートルスが名刺に書いた肩書きは「サーヴェイヤー・ジェネラル」というものだった。これは適当な日本語訳はないが、当時英国では一般的であって職種でいえば計画から土木、建築まで一手に引き受ける総合ディベロッパーとでも言うような職種であったろうか。

リチャード・P・ブリッジンスはアメリカ人の渡り鳥的技術者で、元治元年(1864)に来日している。来日当時は横浜の居留地で主に仕事をし、慶応2年のイギリ



築地ホテル館 明治元年

ス仮公使館、明治4年の新橋駅など多数設計している。そのブリッジンスの元には、高島暦の名前の元になった高島嘉右衛門や清水建設の創始者となった清水喜助などが集まり、ブリッジンス党とも言われる特徴を持つ建物を多数造っていく。明治元年の築地ホテル館、明治5年の第一国立銀行はブリッジンスと清水喜助がコラボレートした代表的な建築である。洋風の姿の建物の外壁に大胆ななまこ壁を用いるなど、築地ホテルのデザインは和と洋の特徴を大胆にミックスしたものであった。

もう一人のトーマス・J・ウォートルスはアイルランド生まれ、20歳そこそこでアジアに飛び出し、仕事をしながら鹿児島にたどり着く。鹿児島で慶応元年から磯の集成館など洋風の工場建設に携わり、やがてトーマス・グラバーに雇われたりしながら東京に出て行く。そして明治3年大蔵省造幣寮に入る。当時、中央政府の建物はこの役所がほとんどを仕切っていたため、技術者のトップに座ったウォートルスの権勢は絶大なものとなった。銀座のレンガ街を設計していくのもこのウォートルスである。



ロトンダ 1565-1567

このウォートルスの建築作風は、16世紀の建築アンドレア・パラディアが生み出した、パラディアニズムと呼ばれるギリシャ風の切妻のペディメントを正面に持つデザインが主流になっていく。パラディア

ニズムはルネサンス様式を自分なりの解釈で新たなデザインとしていき、特にイギリスでそれが積極的に模倣され、パラディアニズムと呼ばれるようになったものである。パラディアの代表作品にイタリアに建つ「ロトンダ」がある。パラディアニズム建築の特徴は、建物から張出したポルティコを持ち、その上の屋根の三角破風を持つペディメントで、ギリシャ様

式のオーダーで支えられる。ポルティコの両側には一つの窓のある壁がある。

ウォートルスのデザインはそのパラディアニズムと言われるデザインを取り入れているのだが、正確にそれを模しているわけではない。本物の建築技術者ではない彼は、ある意味で適当にその様式を崩して設計した。

ウォートルスの下には日本人大工の林忠恕（はやしただひろ）がついた。林は当時の山

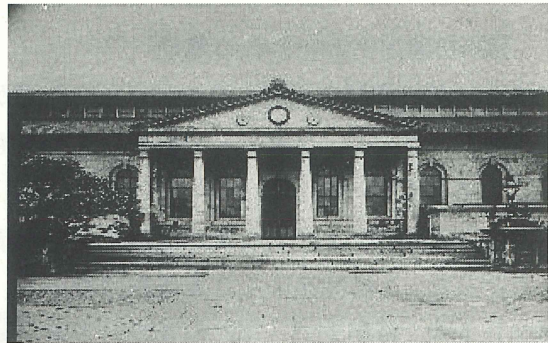
師的な人々の例に漏れず、伊勢に生まれ、鍛冶屋を経て木挽きに転じ、さらに大工となって幕末の横浜に引き寄せられていく。彼はブリッジェンスとも知り合ったのだが、ウォートルスの作風により近づいた。そしてウォートルスのもとで彼のデザインをさらに日本的作風と融合させつつ、たくさんの建物を作っていく。それは、日本建築的要素と外国人技術者の作り出す正式な様式から外れたデザ

インが結びついた擬洋風建築といわれるもの

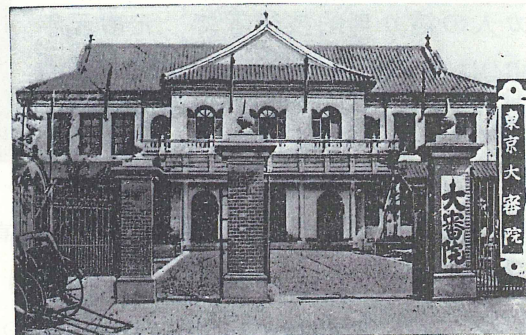
であった。特に中央官庁の建物が、その形式に従って作られていく。明治7年の内務省、郵便寮などが代表的なものである。

林やウォートルスの作る擬洋風の建築はほとんどが木骨石造あるいは漆喰塗りのものであったが、擬洋風の建築の中に下見板張りが入ってくるのはアメリカ開拓時代の手法から流れてきたものと思われ、最初は北海道で流行った。後に本土に上陸し、山形で花開くのだが日本全土にも広がっていき、それが林らのパラディアニズム的デザインの擬洋風とも結びついていく。下見板張りの利点は簡単であるということになる。アメリカ開拓史で下見板が主流になったのもこの材料の得やすさと施工の簡便さによる。この時代、建物は信じられないぐらい早く出来ている。大きな建物が6ヶ月、7ヶ月といった短い工期を要すのみだ。時代がそれを要求したのだろうが、細かな手法や左官の難しさなどを要しないこの下見板張りは、その手早さゆえ爆発的な勢いで流行りだす。

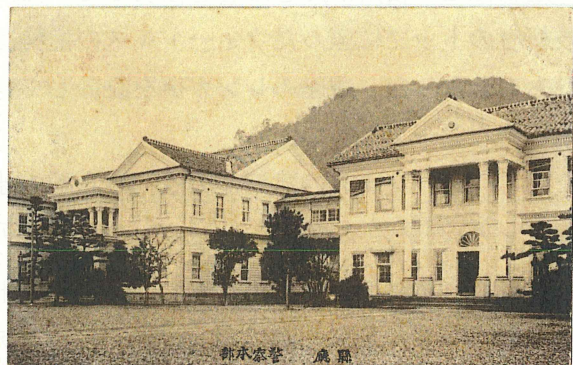
明治政府は地方の県令や県職員に、薩長土肥出身の旧市族たちを派遣していく。彼らは地方においても中央官庁に負けない



内務省 明治7年



東京大審院 明治8年



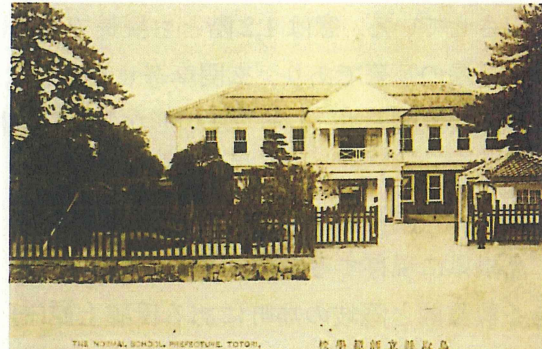
鳥取県庁（左）（鳥取市歴史博物館所蔵）

警察本部 明治19年（鳥取市歴史博物館所蔵）

ようなまちづくりをしていこうとした。その中で特に官庁建築に力を入れ、洋風の建築をもって、地方発展の象徴としていこうとした。またそれは地方の人々も同じで、銀行や学校などに同じように新しい時代を象徴するようなデザインを求めていったのだ。地方の大工達はその擬洋風建築を作ること要求されるに当たり、中央或いは先進地の建物を見ながら、江戸時代とはまったく違った洋の形を持った建物作りに挑戦していく。自らの日本建築の技術をもって悪戦苦闘の末に、独自の工夫を付け加えたり、不完全な模倣をしたり、和風から抜け切れないでいたり各地方によって微妙な違いが地方性となって出てきたのである。

そして、中央官庁などで採用された三角の破風を持った突き出した屋根を持つデザインがベランダ付下見板張り結びつき、日本の各地に散らばっていく。そのようにして出来た擬洋風建築を和魂洋才の建築とも言うようになったものである。

写真は鳥取県の県庁舎と県警本部、そして師範学校の建物であるが、まさに一連のデザインの擬洋風建築とすることができるだろう。



鳥取県立師範学校（鳥取市歴史博物館所蔵）

（4）島根県の擬洋風建築

① 旧島根県庁舎

廃藩置県で島根県が生まれた。当初明治5年4月から松平直応（なおただ）旧邸（現県立博物館敷地）を借りて執務を行っていたが鳥取県との合併もあって手狭になった。明治11年から内務卿に対し県庁新築の伺いを立てていたのが許可になり、旧松平邸から約30m離れた場所に明治12年(1879)2月新築となった。現在そこには県庁教育委員会建物が建っている。木造2階建て、面積124.5坪、約412㎡の建物は当時の金で4,400円が建設費に費やされた。この建物は明治30年末まで県庁として使用されている。その建物は写真でも分かるようにこれまでに散々出てきたパラディアンズ的デザインと下見板とベランダが結びついた、典型的な明治10年前後の擬洋風官庁建築といえるデザインであった。



初代県庁舎 旧松平直応邸
（島根県管財課所蔵）



2代目県庁舎 明治12年建築
（島根県管財課所蔵）

今回の一連の調査により、明治 12 年、13 年のとして島根県施設録が新たに発見された。それによると県庁舎新築工事(2 代目)における働きに対し、数人の職員にそれぞれ褒章がなされていることが分かった。その中に等外四等出仕、**松村圓次**の名前記録されている。彼が県庁舎建築に携わった一人であることは明らかだ。彼らは内務省が示すプロトタイプのようなものがあって、それに基づきながら変更を加えていったものではないかと思われる。建物は前面 2 階にベランダを廻し、切妻破風(三角ペディメント)を持った玄関車寄せを正面に飛び出させている。窓は 1,2 階とも縦長で上部にアーチを持った上げ下げ窓と思われる。屋根は入母屋の瓦葺であり、玄関車寄せが正面に来ている。このデザインはその 24 年後に建築される興雲閣とも、1 階の窓の形などを除けば、外見のデザインは、酷似していると言えるであろう。

② その他の擬洋風建築

島根県に現存する擬洋風建築は、松江市にある興雲閣と隠岐の島町にある現郷土館(旧周吉外 3 郡庁舎)のみである。この隠岐郷土館は下見板張りの洋館風であるが、ベランダは正面の玄関張出し上部に限られており、細部もいささか稚拙な造作となっている。柱頭の飾りなどもかなり簡素化されている。しかし、折り返し階段や 2 階の玄関上に突き出した部屋などは興雲閣の初期の平面とも共通する点が多い。この郷土館の建設は明治 18 年である。



隠岐郷土館 明治 18 年建築

既に壊されてしまっているが、浜田警察署(明治 18 年)や広瀬町役場(明治 22 年ごろか)、出雲市の今市尋常高等小学校(明治 19 年)、安来市の安来尋常高等小学校(明治 22 年)、安来市の荒島尋常小学校(明治 28 年)も三角のペディメント持つ車寄せを持ち、前面或いは車寄せ上部にのみベランダを持つ一連の擬洋風建築の形式を持ったものであった。

(5) 興雲閣の特色

三角破風の屋根を持つパラディアニズム型とも言ってきたデザインと、ベランダ付下見板張りの形式を併せ持った建物が明治 36 年にもなって建てられるというのは、日本の建築デザインの潮流の中でも時代遅れということにもなる。明治初期に活躍したお雇い外国人が設計した一連の建物は、西洋を視察して歩いた明治政府要人の目にも、偽物の洋風建築であることが理解できた。そして帰国後、本式の洋式建築の設計が出来る建築家の派遣をイギリスやフランス政府に要請する。そしてやってきたのがフランスから明治 6 年にボアンヴィル、イギリスから明治 10 年にジョサイア・コンドルである。彼らは本国で本格的な建築様式を学び、それを次々に日本で実現していくと同時に、日本人建築家を育てていく。その結果、

中央からは西洋の様式を日本風にアレンジした擬洋風建築が一掃されていった。ただし、その後の日本人建築家たちも、様式を踏襲しながら別な意味での日本建築との融合を模索していく。明治 36 年頃は既に独り立ちした辰野金吾、曾根達蔵といったコンドルの第一弟子たち、いわば日本人建築家の第 1 世代が次々に近代建築を誕生させていっている。もちろん当初のウォートルスらの流れを汲む建築はコンドルらの来日と供に姿を消したわけではなく、その後も地方においては地方の大工、設計者によって手を変え、品を変えて作られ続けている。しかしそれも明治 20 年ごろになるとほとんど見られなくなっている。そこに明治 36 年に忽然として姿を表したこのような形式を持った興雲閣は、時代的には違和感を持つものともいえる。しかしそこには地方独自のデザイン或いは材料が組み込まれてもいる。その一つは和風の屋根であり松江地方の独自性の象徴でもある左棧瓦である。また建築の材料に松材が多く使われているのも、この地方が松を主材として建築するためでもあった。

(6) 興雲閣の建設と設計者

今回の一連の調査の中から興雲閣建設時の島根県が出した関連文書が見つかった。その中に島根県から松江市に嘱託技師として派遣した職員名の中に明治 12 年の、前述した島根県庁舎建築に携わった職員と同名の職員が見られる。明治 35 年の職員録の中に見られる松村団次がその人だが、彼は当時第二課（土木の部署）に属している。また、松村は明治 18 年に竣工した周吉外三郡役所庁舎の工事監督にも委嘱されていることが「島根県文化財調査報告第 6 集」に記されている。松村が島根県で建築を担当した職員であり、それも明治 12 年から在籍している。また明治 3 年の士族卒禄高取調にも大工・左官の人物として出ている。これらのことから彼が興雲閣の工事監督を委嘱されたと見ることが出来る。また当時自治体が重要建築建設に際し、県職員に委嘱していたことが伺える。



温泉津町 旧藤の湯（温泉休憩所）

これまでに興雲閣の建設は和泉利三郎が請け負っていることは知られていた。同時に、設計も彼が行ったのではないかと推測されていた。しかし、探し出された他の資料では、興雲閣が建設に際し、松江市から入札に付されていることが示されている。入札に出すと言うことは少なくとも見積もるための図面があったはずであり、請負者の和泉利三郎が設計したとは考えにくくなる。また和泉利三郎が施工した建物は他にも旧島根農工銀行、温泉津にある藤の湯、出西小学校などがある。これらの建物にはあまり共通した特徴と言うものは無く、さらに研究すべきところはあるが、和泉が特に興雲閣のような擬洋風建築を得意にしたとかいう痕跡はない。そのことから見ても、設計者は県職員であったと見て差しつかえないだろう。

う。

別な角度から建設費について考えて見たい。興雲閣は前述の和泉利三郎が 16,700 円あまりで落札している。時代は若干下がるが、行在所利用という同様の目的で建築された鳥取の仁風閣は明治 40 年 5 月に落成しているが、建設費 44,000 円あまりを要している。この違いを考えてみたとき、島根県の場合、あまり建設費をかけられない事情があったのではないかと考えられる。明治 36 年には日御碕灯台が完成している。日御碕灯台には完成までに 80 万円あまりを支出している。通信省が大半の費用を出したとしても島根県の負担もかなり多かったのではなかろうか。また翌年の明治 37 年から始まる日露戦争の予兆は、既に経済状況に影を落とし始めていたことも考えられる。建設費を多くかけることが出来ない状態の中で、安くて済む旧県庁建物のコピーとなっ



旧島根農工銀行 明治 41 年

たのではないかと考えられる。一連の資料の中には行在所の建設計画に当たって、第一中学校東教室に設ける案も同時に検討されている。これは平屋建ての案ではあるが 2 階建てにするよりも若干経費がかかるので、現在の興雲閣の計画となったものではないかと推察される。つまり、経費的な制約がある中で建物の計画をせざるを得なかったものと思われる。

これらのことから、設計にお金をかけることも無く、建設費が安くて済む時代遅れともいえる擬洋風の、2 代目県庁建物と酷似したデザインで出来た興雲閣の建設背景ではなかったかと推察されるのである。

(7) 興雲閣建築の意義

これまでの調査を基にすると、興雲閣の建物は島根県独自の個人によるデザインではなく当時の日本各地に建設された行政建築の一連の流れの中に位置されるものといえるだろう。しかし、その中でも明治期後期の同種のデザインを持つ建築としては最晩年のものであること、そしてそれが建設当初の姿をほぼそのまま残していることは、それだけで興雲閣の存在価値を貴重なものと位置づけることが出来る。また、白亜の建物が松江城の旧二の丸にあって、嘉仁親王を迎え、さらにその後の松江の主要な行事に使用され、島根県の歴史を丸ごと見続けてきたこの建築は、松江市民にとっても誇りであり、親しまれてきた印象深い建物である。明治初期から全国各地で作られた下見板張りのベランダを持った形式の建物が次々と失われていった中、ほぼ完璧な形を持って今日まで現存していることに大きな意義があると言える。

(第3節:足立正智)

第2章 保存修理計画

第1節 破損状況

(1) これまでの修理経歴

明治40年（1907）	皇太子嘉仁親王ご宿泊に際し内装の一部改修
明治45年（1912）	階段を撤去し新たに階段室を増築
昭和42年（1909）	ベランダ・屋根・柱等の大修理
昭和57年（1982）	屋根瓦及び下地の全面葺き替え、樋塗装、便所屋根葺き替え
昭和59年（1984）	外部の木部塗装の塗り替えとそれに伴う木部補修
昭和61～62年（1986～1988）	床板等張替え修理（2階床全面及び1階床一部）
平成 3年（1991）	樋取替え、ベランダ廻り柱・胴差材取替え及びそれに伴う塗装塗り替え
平成 4年（1992）	正面車寄せ部分の敷石補修工事 興雲閣調査報告書（文化財建造物保存技術協会作成） 列柱蟻害補修（脚部の部分補修）
平成 5年（1993）	東側列柱脚部刳木補修1本、薬剤注入2本、2階ベランダ床面・梁面の埋木とそれに伴う塗装塗り替え
平成 6年（1994）	樋修理、建具蝶番修理
平成 7年（1995）	樋の一部修理工事、1階外部犬走りモルタル補修
平成 8年（1996）	大屋根雨漏り修理工事（谷部分の修理）、自動火災報知設備設置工事
平成12年（2000）	地震による損壊をうけた便所屋根の修繕
平成13年（2001）	外部柱2本交換、2階手すり内側に新規手すり設置とそれに伴う塗装
平成16年（2004）	列柱交換（北西隅1本）、塗装
平成18年（2006）	列柱（北東側1本）及び桝廻り交換、大屋根面全体の点検リスト作成
平成19年（2007）	照明器具交換、修理

興雲閣は明治 36 年（1903）に創建後、本格的な解体工事は行われておらず、部分的な修理工事が何度か行われてきた。

(2) 現在の破損状況

基 礎：外部の腰石は凝灰岩が使用されており、一部に石質そのものの影響による剥離が見られる。（写真 1） また車寄せの敷石は補修が行われたために健全であるが、正面両側の基壇に回る縁石（島石）は一部に不陸が見られ、外側の雨落石は不陸や欠損が多い。（写真 2-1, 2-2）

軸 部：側廻りの列柱に腐朽が確認されるものの、小屋組等は良好な状態を保っており、大掛かりな解体の必要性は認められない。(写真 3-1, 3-2) 列柱はこれまで蟻害や腐朽菌等による柱脚部の劣化が進み、一部柱の交換や部分修理が何度か行われてきたものの、いずれも部分的な修理か、柱中間部分からの切断・部分交換といった構造的に不安定となる修理を繰り返しているため、建物全体の構造的な強度が劣化している可能性もある。

また、昭和 63 年の調査では柱の傾斜についての報告がされているが、位置が不明なため、検証は困難な状況である。柱の傾斜については現在、構造的に大きな問題を生じるほどの状況は発生しておらず、床下の地盤も大きな不等沈下は確認されない。これらの状況から判断すると、建物全体での沈下やゆがみは生じていないものの、ベランダ部分の構造が不安定であることから、構造的な補強は必要と考えられる。

床 組：1 階床下部分については、昭和 62 年(1988)に大引や束・根太がらみ材の交換・追加等の修理が行われているため状態は良好であり、現時点で蟻害や沈下などの問題は確認されない。(写真 4)

天 井：昭和 57 年の屋根工事以前の雨漏りの痕跡が認められる。(写真 5-1, 5-2, 5-3)

屋 根：昭和 57 年(1982)に行われた保存修理工事では、屋根が全面的に葺き替えられた。しかし、野地板の仕様がベニヤ板を使った現代工法に変更されているため、次回の屋根葺き替え時には創建当初の仕様に復することを検討すべきであろう。屋根は昭和期の修理後に維持管理の補修を行ってきたためか葺き足の乱れ等はそれほど確認されないが、2 階ベランダ底下の金属板葺きは錆の発生等による劣化が著しい。

また、樋はこれまでに何度か交換されているが、樋受け金物は発錆が著しく、劣化が進んでいる。

現在、屋根は良好な状態であり、現段階では屋根葺き替えの必要は認められない。

内部壁：壁は間仕切り等の変更が多いものの、一部にクラックが見られる程度であり、概して良好な状態を保っている。(写真 6-1, 6-2)

2 階南側の貴顕室はいずれも張付壁になっており、上張り紙の退色や破れなどの破損が一部に見られる。(写真 7)

建 具：建具類は日常的に使用しているためか開閉に支障のないものが多いが、金物や握手類に欠損材や後補材が見られる。(写真 8-1, 8-2)

塗 装：柱、壁、ベランダ床板等の塗装は全体に褪色し、列柱には剥落が著しい。

(写真 9-1, 9-2, 9-3, 9-4)



(写真 1) 腰石の剥離



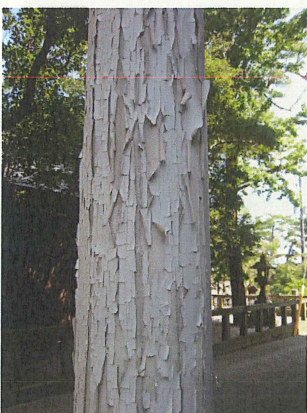
(写真 2-1) 基壇島石、雨落石の不陸



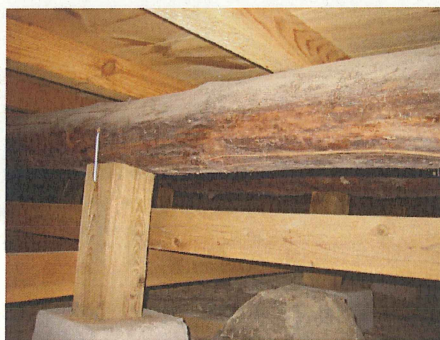
(写真 2-2) 雨落石の不陸



(写真 3-1) 木材と塗膜の収縮差によるクラック(列柱)



(写真 3-2) 列柱の塗装劣化



(写真 4) 床組(昭和 62 年の工事により、健全な状態)



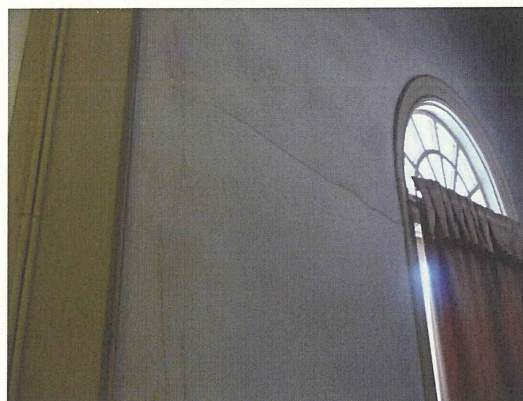
(写真 5-1) 2階貴顕室天井の雨漏り痕跡



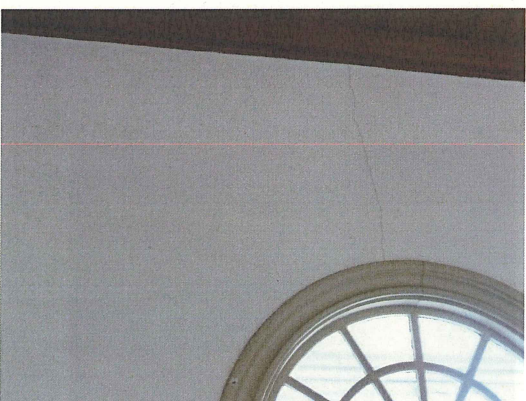
(写真 5-2) 2階天井面の雨漏り痕跡



(写真 5-3) 2階天井面の雨漏り痕跡



(写真 6-1) 2階漆喰壁面のクラック



(写真 6-2) 2階漆喰壁面のクラック



(写真 7) 2階貴顕室張付壁の汚損
(無地鳥の子紙仕上げ)



(写真 8-1) 建具の塗装劣化



(写真 8-2) 建具握手の欠損



(写真 9-1) 2階ベランダ床面、底面の劣化



(写真 9-2) 階段外壁塗装の剥落

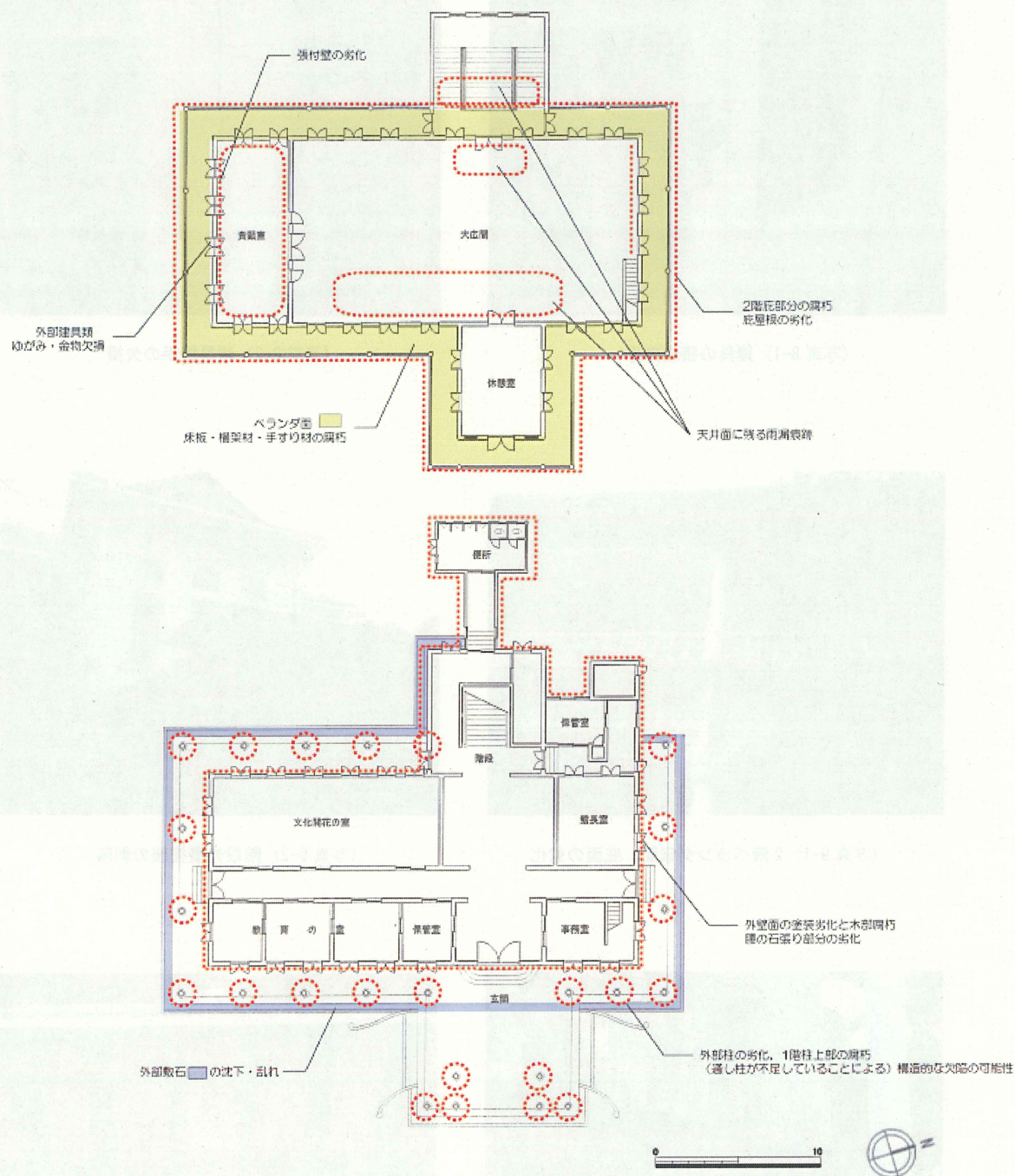


(写真 9-3) 2階ベランダ床面、底面の劣化

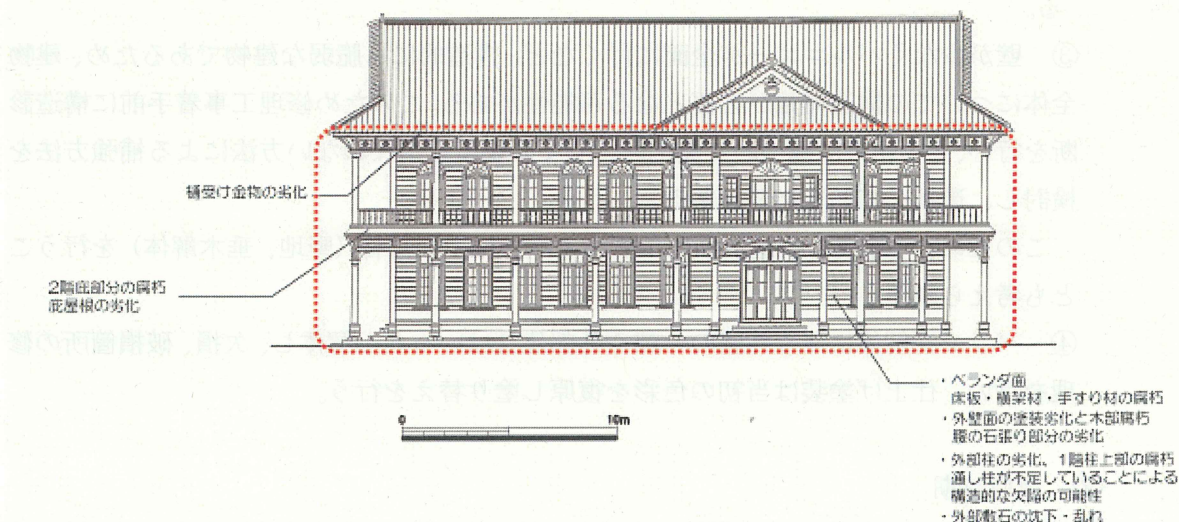


(写真 9-4) 2階ベランダ手摺塗装の剥落

■ 破損状況



■ 破損状況



第2節 修理方針と修復内容

(1) 修理概要

興雲閣の修理については、現状より判断して、特に外観からは大きな損傷が確認されず、修理の経歴から判断しても屋根葺き替えや軸部解体を行う時期には達していないと考えられる。しかしながら、平成に入ってから行われた修理時の解体状況写真から判断する限り、特にベランダ周りの木部損傷が相当進んでいるものと推察される。ベランダ周りは、一部の柱の交換やはぎ木補修などが行われているものの、現在でも列柱は腐朽部分が多く認められ、また2階の床面も劣化が進んでいると考えられることから、特にベランダまわりについては全面的に解体したうえでの修理が必要な状態である。

これらの状況から、建物については全解体ではなく部分解体が必要と考えられるが、以下にこれまでの修理の概要と、今後の部分解体修理の概要を示す。

- ① 列柱まわりはこれまで何回も修理が行われ、1階部分で3本が取り替えられているが、修理の記録や写真を確認すると、柱は柱頭飾り部分で分割され、この位置で継いでいる。しかし応急修理のため、木組みの接合が十分でないことから、金物による補強が行われている可能性がある。交換した柱の下部に金属の錆のような色が確認されることから、金物による補強が十分でなく、劣化が進んでいる可能性もある。
- ② ベランダ廻りの軸部は、柱だけでなく桁にも腐朽が認められ、そのため金物がゆるみ、脆弱な構造がさらに危険な状態になっているものと想定される。外部はペイント仕上げとなっているため、目視や打診では十分確認できないが、全体的に見て、非常

に危険な部分であると考えられる。このためベランダ廻りはいったん解体し腐朽箇所を修理するとともに、これまでに行われた応急修理での欠陥箇所を補強する必要がある。

③ 壁が少なくバルコニーが全面に付くなど、構造的にも脆弱な建物であるため、建物全体についての構造補強が必要となる可能性がある。このため修理工事着手前に構造診断を行い、その結果に基づいて文化財としての価値を損なわない方法による補強方法を検討し、選択しておく必要がある。

このため、小屋裏の構造補強の工法によっては屋根葺替（野地、垂木解体）を行うことも考えられる。

④ ベランダ解体に伴う外壁の一部や外部建具はいったん解体し、欠損、破損箇所の修理を行い、仕上げ塗装は当初の色彩を復原し塗り替えを行う。

(2) 復原時期

興雲閣は、明治 36 年（1903）に「松江市工芸品陳列所」として建設され、明治 40 年（1907）に皇太子嘉仁親王の宿泊所（御旅館）として改修、明治 45 年（1912）には「鉄道聯絡記念物産共進会」開催を契機に階段室を移設し現在の形態となる。

明治 36 年に建てられた工芸品陳列所は創建時の原型であり、明治 40 年の嘉仁親王宿泊所（御旅館）は歴史上記念碑的な形態である。しかし、復原にあたり当初の構造や細部の姿を伺える資料が少なく、またこの形態での存続期間は短い。

一方、明治 45 年に階段室を移設した形態は、改修時から 100 年近く、最も長く存続し、松江市民に親しまれてきた形態である。また、階段室の移設は、山陰本線開通（京都―出雲今市）を記念した「鉄道聯絡記念物産共進会」開催を契機としたもので、鉄道開通という当地方の歴史的な出来事を象徴する形態でもある。階段室等の一部分は改造されているが、当初の建物の目的であった展示場（工芸品陳列所）から貴賓館（御旅館）としての役割を経て、明治 45 年に階段室を奥に移設し、2 階を会場として広くしたことで、展示場、式典会場としての役割をもたせ、現在に続く形態を完成させた時期である。

以上のことから、明治 36 年、明治 40 年の建築的史料が少ない中で、形態時期が長く、現在に続く建物の集大成として役割を完成させた形態である「階段室を移設した形態（明治 45 年）」を復原時期とする。

(3) 修理方針と工事内容

建造物は、「階段室を移設した形態（明治 45 年）」に復することとする。ただし、トイレ・間仕切り等明治 45 年の状態が確定できていない部分については、引続き調査を行い、本工事解体時に基礎の部材や取り合いを確認しながら、修理復原を進める。

部分修理も含めた修理の考え方については、以下の方針とする。

- ① 根本修理が行われておらず、構造的にも弱い状態となっているバルコニー部分の解体を中心に修理を行う。なお、屋根、内部床組については現状では大きな劣化が見受けられないことから、部分的な修理にとどめる。ただし、耐震診断により小屋組内において補強が必要となった場合は屋根葺替を行う。
- ② 建物全体について耐震診断を行い、その結果を受けた構造補強を行う。
- ③ 今後50～70年程度の維持管理が可能となるような修理とする。仕上げ材（塗装等）については、定期的な維持管理を行うものとし、そのための「長期維持修繕計画（仮称）」を策定する。
- ④ 将来的な活用計画を考慮した防災その他の設備工事を行う。
- ⑤ 調査工事の結果を受けて、最終的な修理方針を決定する。

・ 工事内容

工事種別	計画	工事内容
仮設工事	ベランダ廻りの解体及び外壁塗り替えのため、建物外周に外部足場を設ける。内部は工事内容に合わせて適宜内部足場を設ける。工事区域範囲に仮囲いを設け、保存小屋、工作小屋のほか現場事務所・便所棟の仮設物を整える。	外部足場（枠組・単管）、登架橋、垂直養生等 内部足場（枠組み・単管・ローリングタワー等） 保存小屋、工作小屋等 現場事務所 便所 等 仮囲い、出入りロゲート等 仮設電源、仮設水道 養生 清掃片付 残材処分等
解体工事	ベランダ廻りの側柱および横架材が取り付く入側の一部を解体する。また構造補強材を取り付けるため、壁の一部を解体する。解体にあたってはすべての建具及び一部の建具枠を取り外す。	木部解体（側柱、桁、梁、縁板、高欄等） 壁解体（外壁下見板の腐朽箇所、軸部解体に伴う解体、2階貴顕室内部の張付壁） 屋根解体（割れ、劣化、葺足や棟積の乱れの確認される範囲、庇金属板） ※小屋組の構造補強の必要に応じて全解体 造作解体（出入り口扉、建具、雨漏りによる汚損が著しい天井面） 基礎解体（基礎縁石の不陸部分、雨落石の不陸、欠損部分）
基礎工事	基礎布石の剥離部分の補修を行う。また基礎石の不陸及び雨落ち石の不陸、欠損部分の据え直しや補填を行う。	石材補修（欠損部復原、樹脂強化等） 石材据え直し、補填
木工事	破損材料（腐朽、折損、割損）の繕い・取替え等を行う。	補足木材 古材繕い 新材加工 組立
建具工事	保存材を含め、すべての建具を開閉可能とするよう修理・調整する。金物などの欠損部品は在来仕様の仕様に倣って製作し、取り付ける。	建具修理・調整 建具新設 建具金物製作 建具取り外し・再取り付け ガラス交換・コーキングやり換え
左官工事	工事に伴い、解体した部分の土壁復旧を行う。（小舞下地、木摺下地など）	小舞檜 荒壁塗～珪直し～中塗～漆喰上塗 木摺下地～下付～上塗
塗装工事	側廻りの列柱、外壁の下見板、建具枠、高欄すり等、外部の塗装箇所を塗り替える。色の選択にあたっては、塗装痕跡から変遷を調査し、整備年代に合った彩色を選択する。	素地調整 色分析 塗装（下塗り、中塗り、上塗り）
内装・雑工事 設備工事	張付け壁や絨毯、カーテン、照明器具等の内装を整備する。電気や給排水衛生、空調等の設備については活用計画をふまえた見直しを行う。また消防の担当部局と協議し、必要な防災設備を整える。	張付壁張替 内装工事（絨毯、カーテン新設・照明器具修理、新設等） 設備工事（電気・給排水衛生・機械等） 防災設備工事（自動火災報知設備・消火設備・避雷設備・防犯設備等） バリアフリー工事（段差解消、手すり設置等）
構造補強工事	「重要文化財（建造物）耐震診断指針（平成12年3月 文化庁）」に基づいた耐震診断を行い、文化財としての価値を損なわない構造補強を選択し、保存修理工事に併せて工事を実施する。	構造補強（木材・金物等による補強）…内容は未定
活用工事	公開活用計画を策定し、それに基づいた施設整備を行う。	活用工事…内容は未定

(第2章：受託業者 株式会社文化財保存計画協会)

第3章 今後の計画

第1節 今後の事業計画案

- ① 平成20年度、「興雲閣修理復原・活用検討委員会」を設置し、興雲閣の修理復原と活用策について検討し、概算設計、「興雲閣修理復原基本計画」を策定。
- ② 平成21年度、興雲閣の修理方針確定のための調査を行う。
- ③ 平成22年度、耐震基礎診断・構造設計の実施。
- ④ 平成23年度、実施設計。
- ⑤ 平成24年3月～25年、「興雲閣修理復原実施設計」に基づく、興雲閣の修理復原耐震補強工事の実施。
- ⑥ 平成26年4月、復原「興雲閣」開館予定

修理復原計画

	実施項目
20年度	概算設計、検討委員会開催、基本計画策定
21年度	調査業務、検討委員会開催、調査報告書作成
22年度	耐震診断、検討委員会開催
23年度	実施設計、検討委員会開催
24年度	解体修理・復原工事、検討委員会開催
25年度	

第2節 興雲閣修理復原・活用検討委員会の継続設置

復原興雲閣の開館に先立ち、興雲閣修理復原・活用のための基本的事項を検討するために、興雲閣修理復原・活用検討委員会(以下「検討委員会」という。)を引き続き設置する。

検討委員会では、興雲閣の修理復原についての基本的事項を検討するとともに、修理復原後の興雲閣について、「施設活用計画(仮称)」「管理運営計画(仮称)」「防災計画(仮称)」「長期維持修繕計画(仮称)」等を検討する。

なお、興雲閣の修理・復原と、復原興雲閣の活用策の検討が円滑に行われていくために、文化財課で必要な事務を行う。